

## 2020年11月議会 発議第9号定数削減案への反対討論 15番 高橋美博

私は、緑風会会派から提出されました発議9号袋井市議会の定数を定める条例の一部改正について、会派日本共産党を代表して反対の立場から討論を致します。

この条例改正案は、袋井市議会の議員定数を、現行の20名から2名減らし18名とするものであります。

反対理由の1点目、そもそも議員定数は議会の土俵を決めるもので、こうした一会派の思いだけで安易な提出により、議会の中だけの議論、それも形式的な短時間で済ませるべきものでないということにあります。

戸塚議長も策定にかかわり十分承知のことと思いますが、袋井市議会では議会改革特別委員会を設置し長い年月をかけて議会の活動指針となります袋井市議会基本条例を平成27年の2月議会で全員賛成により可決、制定致しました。

その中に、議員定数についてこのように記載されております。

16条、議員定数は、第2条に定める議会の活動原則に沿った議会としての権能を果たすことを基本とし、袋井市議会の定数を定める条例の定めるところによる。

その2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題、今後の予測等を十分に考慮するとともに、市民の意見を反映して決定するものとする。

このように、安易で拙速な議論によることなく様々な課題を検討し、幅広い市民の意見を反映したうえで決定すると定められている訳であります。

そうした議会基本条例の精神に立って議論を進めるべきと考えます。

反対理由の2点目、なぜこの時期に提出するするのかという問題です。

12月1日、選挙管理委員会は次期市議会議員選挙について、すでに告示日を4月11日、選挙期日を4月18日、選挙すべき数を20人と決定し報道発表しました。そうした事実を承知しながら、なぜこの時期に議員定数を削減する条例案を提出しなければならないのか甚だ疑問に感じます。

いたずらに対立を煽り真摯に議員同士の議論を深め方向を導き出そうとの姿勢に欠けているのではないのでしょうか。

本来なら十分な時間をかけて議論をすべきものを、これまでも緑風会会派、前身の自由21会派は改選が迫ってくるたび3度続けて同様の定数削減案を提出

しております。自らの信念によるものとしておりますが、私にはパフォーマンスにしか映りません。本当に実現しようというのなら現在も議会活性化特別委員会も設置されておりその場において十分議論をすることができたはずであります。そのことを避けて条例案が提出されたことに私は違和感があります。多くの議員も同様の思いではないでしょうか。

今年 1 月 10 日、議会運営委員会は議会改革の先進的議会、会津若松市議会の視察研修を行いました。伊藤議員も参加しており、ご存知のことと思いますが、そこでは議員定数の在り方について時間をかけて検討が進められ、議会・議員の役割だけでなく、市民参加の在り方、議会・議員の評価など幅広い観点から検討を進め、意見集約が行われておりました。そうした事例を学ぶべきであります。

反対理由の 3 点目、近隣市に比較し議員定数が多いという論点であります。そうした人口による比較で定数を削減すれば際限なく少なくなり議会の役割を發揮することができません。まして経費削減の観点から議員自ら身を切る覚悟が必要との意見は議会の役割を見失った暴言としか思えません。

いうまでもなく議会・議員の役割は市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるとともに、適正な市政運営が行われているかチェックする役割を担っております。首長と対峙するにはやはり数が重要となります。

議員定数に明確な物差しはないわけですが、議会改革に多くかかわってきた江藤俊昭山梨学院大学教授は、委員会でしっかりした議論をするための人数は 7 から 8 人必要としており、これが地方議会の通説となっております。

このことから、袋井市議会の現定数 20 名では少ないこととなります。それをさらに削減するということは、議会改革でもなく議会の力を自ら弱める自殺行為といわなければなりません。

反対理由の 4 点目、前回はそうですが欠員が発生したが問題はなかったとの認識は驕りでしかありません。「不都合なくできているから減員する」といいますが、「不都合なく」とは議会運営に関することで、議会の役割とは違います。市民アンケートの結果をみてみましても、「議会に対する評価」は大変厳しいものでありました。これは議員・議会の責務であります市政のチェックや市民の声が反映できていない表れであります。議員を減らせば議会活動が後退しより深刻となります。議員はそれぞれの地域、それぞれの階層から選ばれ、それぞれ専

門性を持っております。そうしたことから多様な民意、意見をくみ取ることができ、議論も活発となります。私は現在の議会の審議は不十分だと思っておりますし、現在、人材が足りず議会運営委員会委員長が議会活性化特別委員会委員長を、監査委員がICT利活用特別委員会委員長を兼ねるというように役職を兼職させて間に合わせているのが実情であります。

反対理由の5点目、今全国の地方議会の一番の課題となっている議員のなり手不足の解消・人材育成に逆行するという点であります。

議員は地域代表ではないとはいってはおりますが、ほとんどの議員が地域代表として支持を集め当選しており、住民の少ない地域は議員を出せない状況となっております。このことが現職に有利に働き交代がなかなか進まない要因ともなっております。このうえ更に定数削減を進めるということはハードルをさらに引き上げることになり、志のあるもの、女性や若者の挑戦の機会を奪うこととなります。意欲を持つ若者や女性を発掘し、そのやる気を引き出し育てていくことが現在議員を務めている我々の役割ではないでしょうか。

以上で、発議第9号袋井市議会の定数を定める条例の一部改正についての反対討論と致します。